【規程番号　神女大短Ⅰ－021】

神戸女子大学・神戸女子短期大学施設運営委員会規程

（目　的）

第１条　この規程は、神戸女子大学・神戸女子短期大学における大学施設（以下「施設」という。）の有効活用を図ると共に、全学的な観点に立って、教学上かつ事務組織上、適切な施設運用が図られるよう審議し運用を決定するために、施設運営委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、その組織、運営等に関し必要な事項を定める。

（定　義）

第２条　施設とは、次の各号を指す。

(1) 教室、実験実習室、演習室

(2) 研究室

(3) その他施設

（審議・決定事項）

第３条　委員会は、次に掲げる事項について審議し決定する。

(1) 教室、実験実習室、演習室の用途変更に関する事項

(2) 研究室の使用者及び用途変更に関する事項

(3) その他施設に関して必要な要件が生じた事項

（組　織）

第４条　委員会は、学長、副学長、文学部長、教育学部長、健康福祉学部長、家政学部長、看護学部長、心理学部長、短期大学部長、施設管財課長、総務課長（大学庶務担当）をもって組織する。

２　委員長は学長がこれに当たり、学長に事故があるときは学長が予め指名した委員がその職務を代行する。

３　第1項の規程にかかわらず、必要に応じて学科主任等他の教職員の出席を求めることができる。

（任　期）

第５条　前条の委員の任期は在任期間中とする。

（運　営）

第６条　委員会は，次の手続に基づいて運営する。

２　委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

３　委員会は、委員の要請等に基づき、委員長が必要と判断した場合に、キャンパスごと随時に開催する。

４　委員会は、委員の３分の２以上の出席をもって成立する。

５　委員会の議決は、出席した委員の多数決をもって成立する。なお、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

（事　務）

第７条　委員会の事務は、施設管財課で行う。

（改　廃）

第８条　この規程の改廃は、委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この規程は、令和５年10月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。（事務組織名称の変更）

附　則

この規程は、令和８年７月１日から施行する。